

IATA Dangerous Goods Regulations 第 67 版（2026 年）主な変更点（Rev.1）

本資料は、弊社危険物訓練受講者の学習目的のため、IATA Dangerous Goods Regulations（以下、DGR）第 67 版の主な変更点旨をまとめたものです。
実際の航空危険物取り扱いにおいては、必ず最新の DGR を参照してください。

Introduction : 導入

General Philosophy（一般理念）

Safety of the Supply Chain(サプライチェーンの安全性) について新たな項目が追加された。

＜要旨＞

サプライチェーンの安全性

- ・ 製造業者から最終消費者まで、サプライチェーンの関係者は、安全輸送のためにそれぞれの役割を果たせるよう協調して取り組む必要がある。
- ・ 危険物輸送は、一定の原則（リスク低減措置、無申告輸送の防止、緊急事態への備え、報告文化、事故調査協力など）を守れば安全に輸送することが出来る。
- ・ IATA DGR は、ICAO 技術指針に基づいた、使いやすいマニュアルである。運航者が、危険物を安全で効率的に受託して輸送するための、運用上の追加要件も含んでいる。
- ・ 危険物が申告され、準備・検査・取り扱いされている場合、危険物の関係する事故が発生する可能性は低いと認識することが重要。マークや書類の些細な不備が、不安全を意味するものではない。
- ・ 危険物の航空輸送に携わる全ての関係者は、安全なサプライチェーンを維持するために、それぞれの役割を果たす責任があります。

Section 1 : 適用

Operator's Responsibilities（運航者の責任）

1.4.3	乗客への情報提供（Provision of Information to Passengers）
1.4.3.2	運航者、空港運営者の責任として定められた、持ち込み禁止の危険物に関する旅客への情報提供に関する記述が改訂され、情報掲示場所として必須な箇所と推奨な箇所が明確化された。（例：バゲージクレームでの十分な数の目立つような表示は推奨事項）

Section 2 : 制限	
Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew (旅客・乗員が携行する危険物)	
2.3.3.2	予備のリチウム電池 (Spare Lithium Batteries) 予備電池にパワーバンク (Power bank) も含むことが追加された。 予備電池は、受託手荷物として持ち込み禁止となった。 予備電池について以下の推奨事項が追加となった。 (a) 飛行中のあらゆる段階において、機内電源を使用して充電してはならない。 (b) 滑走、離陸、着陸中は、他の携帯型電子機器の充電や電源供給のために使用してはならない。 (c) 機内の上部収納棚に収納する手荷物に入れてはならない。 (d) 前の座席の下、または座席背面のポケットなど、指定された収納場所に手荷物として収納すること。
2.3.5.8	電池を内蔵した携帯電子機器 (PED) および予備電池 受託手荷物の時だけでなく、持ち込み手荷物の場合も、PED を損傷から保護し誤作動を防止することが要件として追加された。 予備電池にパワーバンク (Power bank) も含むことが追加された。 予備電池は、受託手荷物として持ち込み禁止となった。 予備電池について以下の推奨事項が追加となった。 (a) 飛行中のあらゆる段階において、機内電源を使用して充電してはならない。 (b) 滑走、離陸、着陸中は、他の携帯型電子機器の充電や電源供給のために使用してはならない。 (c) 機内の上部収納棚に収納する手荷物に入れてはならない。 (d) 前の座席の下、または座席背面のポケットなど、指定された収納場所に手荷物として収納すること。
State Variations (政府例外規定)	
2.8.1.3	タイの例外規定 (THG) が新規追加された。主なものは以下のとおり。 THG-04 24 時間緊急時連絡先情報の提供が求められる。 THG-05 放射性物質の輸送には事前の当局承認取得が求められる。 THG-06 病原性物質や動物毒素の輸送には、事前の当局承認取得が求められる。

Section 4 : 識別	
List of Dangerous Goods	
4.2	UN3166 にハイブリッド車も含むことを表すため以下のプロパー SHIPPING ネームに「hybrid」の補足説明が付加された。 UN3166 Vehicle, flammable gas powered, hybrid UN3166 Vehicle, flammable liquid powered, hybrid
4.4	Special Provision A1 : 現在は適用されないため注記が削除された。 A199 : 不要な海上輸送の文章を削除された。 A226 : 当該特別規定の適用は 2025 年 6 月 30 日までだったため削除された。

Section 5 : パッキング	
Packing Instruction	
5.9	リチウムイオン電池のパッキングインストラクション 966（機器同梱）において、充電率（SoC : State of Charge）を 30% 以下とすることが必須要件となった。

Section 7 : マーキングとラベリング	
マーキング	
7.1.5.5.4	バッテリーマーク（Battery Mark） バッテリーマークが、リチウム電池またはナトリウム電池専用の危険性ラベルや、その他のラベルと同じパッケージに貼付される場合、パッケージのサイズが十分であれば、同一面に貼付されなければならないことが追加された。

Section 8 : 書類**Shipper's Declaration Not Required (申告書不要)**

8.2.3	危険物申告書を不要とする危険物の情報を航空貨物運送状に記載する場合、記載順序が任意であった文章が削除された。 また、記載する情報に、規則に定められているその他の必須事項（例えば、リチウム電池の Section II など）が追加された。※編集上の修正で、記載要件が追加されたものではない。
-------	---

Section 9 : 取り扱い**危険物の受託**

9.1.3.1	受託チェックリスト 注記 4 : 受託拒否とすべきではない軽微な不備の例として記載されていた「プロパー SHIPPING ネームの句点やカンマの脱落」などの記載が削除され、代わりに「書類、マーク、ラベルなどの外観のわずかな違いや、安全性を損なわないような軽微な不備」の記載に置き換わった。
---------	---

Appendices : 付録	
Appendix	
A	用語集 (Glossary) Safety data sheets(SDS) 安全データシートについての説明が新しく追加された。
B.2.1	記号 (Symbols) 次のシンボルマークが追加された。  電池の輸送に関連する記述に対するマーク。  病原性物質の輸送に関連する記述に対するマーク。
B.2.2.4	IATA Cargo IMP Codes (Special Handling Codes) 車に対する IMP コードが 4 つ追加された。 RVB – Vehicle, Battery Powered (UN 3556, UN3557 and UN3558) RVF – Vehicle, Flammable, gas or liquid powered (including fuel cells) RVH – Vehicle, Hybrid (hybrid vehicles under UN3166) RVO – Vehicle Other (UN3171)

本資料の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、当社は何ら責任を負うものではありませんのでご了承ください。

本資料に関するお問い合わせはこちらまで。 NCA Japan 株式会社 E-mail cbta.ncaj@nca.aero